

森と琵琶湖を結ぶ
笑顔で暮らせる豊かな農村

広
報

こうら

甲良町ホームページ <http://www.kouratown.jp/>

2011

7



TOWN INFORMATION

甲良東小校内音楽会



子どもたちは、この日のために精一杯練習を重ねてきました。一人ひとりの奏でる音が合わさり重なって、美しいメロディーが体育館に響き渡りました。来年は、どんな音楽を発表するのか楽しみです。

2 バサラ道嘗まつり開催

3 湖東定住自立圏の具体的な取り組み

8 福祉医療制度について

12 親子でいい歯のコンクール開催！

15 後期高齢者医療制度のお知らせ

16 せせらぎの里こうら 農産物直売所プレオープン

正楽寺

第23回 バサラ道嘗まつりが開催

5月29日(日)に勝楽寺で「第23回バサラ道嘗まつり」が開催されました。

当日はあいにくの雨でしたが、町内はもとより香川県丸亀市の讃岐京極会からも参加があり盛大に開催されました。

まず、奥山住職による道嘗公追悼法要が営まれ、今年は東日本大震災の被害者への追悼もあわせて執り行われました。

小谷・江のふるさと館の語り部ガイドでもある香水敏夫氏による「小谷落城とお市・三姉妹」と題しての講演は、現在の大河ドラマでの話題でもあり興味深く



皆さん熱心に聞いておられました。

その後レイクリードの「よし笛コンサート」がありました。

琵琶湖の水環境を探求する中から生まれたよし笛は、レイクリードの菊井氏が考案者であり、西の湖のよしだけを使い、活動を続けられています。素朴なよし笛の音色は、風が奏でるように自然でさわやかな音色でした。唱歌や演歌など馴染みのある曲の演奏に癒され、ゆったりとしたひとときを過ごすことができました。

道嘗公を通じた区民のつながりが今後も続くことを願います。



ねっと湖東

ゆるキャラ^(R)と夏まつり

時：2011年7月17日(日) 午後3時～8時 **雨天決行**
所：豊郷町 豊栄のさと

近江湖東屋

- おめん・スーパーボールすくい・ヨーヨー釣り
- 駄菓子・ゆるキャラグッズ
- 【体験コーナー】 バルーンアート・粘土でキーホルダー
- 【湖東地区の特産品・物産】 羊羹(綾の郷・綾ごころ)
- おいしいホン! 66うどん・おからかりんとう
- クッキー・パンプキン焼小菓子
- 【飲食コーナー】 かき氷・たこ焼・フライドポテト
- フランクフルト・ご飯物・麺類 等

たのしいイベントいっぱい!

大道芸パフォーマンス/よさこい/おやじバンド

- ★ゆるキャラのぬりえを持ってご来場のお子様
- ★浴衣を着てご来場の方 **粗品進呈**
- ★浅井三姉妹にちなんで三姉妹でご来場の方



【お問い合わせ先】 NPO 法人近江湖東ネット ☎ 0749 - 35 - 2480 <http://oumi-koto-net.jp>

保育センター

さつまいも苗を植えました

6月9日(木)に東西保育センターの園児たちが、おじいさん・おばあさんに教えてもらいながら、さつまいも苗を植えました。

「大きなお芋がとれますように」「おいしいお芋がとれますように」と声をかけながら丁寧に苗を植えていました。秋の収穫が楽しみです。



湖東定住自立圏の具体的な取り組み

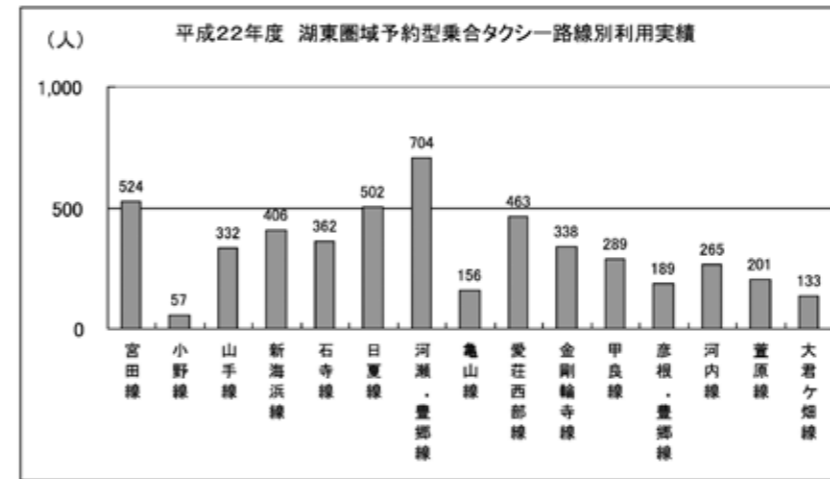
(甲良町と彦根市、愛荘町、豊郷町、多賀町との広域連携)

～予約型乗合タクシーと路線バスの利用状況等についてお知らせします～

湖東圏域全体の公共交通を持続的に維持発展させていくために、運行経費の削減と利便性向上の両立を目指して、鉄道やバス等の公共交通機関の連携によるネットワーク化を図り、定住しやすい公共交通まちづくりの構築に向けて取り組んでいます。

平成22年秋には、公共交通空白地域の解消に向けて、既存路線の市町域を越えた延伸や新規路線の導入を行い、現在は圏域全体で15路線の予約型乗合タクシー(「愛のりタクシー」・「ふれあいタクシー」)を運行しており、延べ4,921人の方にご利用いただきました。

平成22年度の予約型乗合タクシーの運行状況は、次のとおりです。



※期間

平成22年4月～平成23年3月

※愛荘西部線、金剛輪寺線、甲良線、彦根・豊郷線につきましては、平成22年9月～平成23年3月までの実績数値です。

また、湖東圏域における公共交通の一つである路線バスは、利用客が年々減少しており、平成22年度(H21年10月～H22年9月)は、約64万人のご利用にとどまりました。また、運行にかかる経費を運賃収入等では賄いきれないため、各市町や県が赤字分約1億4,300万円を補助しています。

路線バスは、自らの交通手段を持たない人にとって、通勤や通学、病院への通院、買物などの日常生活を支えるなくてはならない存在です。

お出かけ前に無意識にクルマの鍵を手にしてしまっている方は、是非、月に1回、2回でも「バス」を選択肢の一つに入れて、積極的なご利用をお願いします。

多くの方のご利用が路線バスを支えます。

誕生日

天使のほほえみ 1歳のおたんじょうびおめでとう!



すながわ てんすけ
砂川 天佑ちゃん
7月2日生 (法養寺)



うえだ しの
上田 梓乃ちゃん
7月25日生 (在 士)



やまくち りょうせい
山口 涼聖ちゃん
7月26日生 (法養寺)

平成23年9月号『天使のほほえみ』への掲載希望 (H22年9月生のお子さん) の方は、7月29日 (金) の「乳児の10ヶ月健診」時に写真をご持参ください。写真の裏にお子さんの名前 (ふりがな)、生年月日、住所をご記入ください。
問合せ先 企画監理課 ☎38-5061 / 保健福祉センター (保健師) ☎38-3314

野球

県民体育大会犬上郡予選

6月5日 (日) に多賀町民グラウンドにて、軟式野球とソフトボールの県民体育大会犬上郡予選が行われました。甲良町は、軟式野球に出場し、一回戦に勝ち、決勝進出しましたが、敗れてしまいました。天候にも恵まれ、甲良町ナインのみなさんは、爽やかな汗を流されていました。来年は、優勝目指して頑張ってください。



図書館

図書館に行こう♪

あの日を振り返り、
未来へ活かすために・・・。

月	火	水	木	金	土	日
				1	2	3
4	5	6	7	8	9	10
11	12	13	14	15	16	17
18	19	20	21	22	23	24
25	26	27	28	29	30	31

『福島原発人災記』

川村 湊 / 著



地震、大津波の後の福島原発の異常事態はなぜ起こったのか?

『池上彰の学べるニュース5』

池上 彰 / 著



東日本大震災、福島原発の事故について、池上彰がわかりやすく解説!

『東日本大震災』

朝日新聞社 / 著



最前線のカメラマンがとらえたものは・・・。

『北陸の地震・津波・原発』

北国新聞社



福島で起きていることは、敦賀でも起こりうる?

『原発に頼らない社会へ』

田中 優 / 著



画期的かつ現実的なエネルギー代替案を提案!

『会社を守る防災マニュアルの作り方』

山根 義信 / 著



企業が講じるべき防災対策を総合的に紹介。

7月の催し物

9日 (土) 11:00~11:30
おはなし会

15日 (金) 11:00~11:30
ぴよぴよよこのおはなし会

23日 (土) 14:00~15:00
人形劇
『六さんの人形劇』

30日 (土) 14:00~15:30
子どもえいが会
『トムとジェリーの大冒険』

31日 (日) 14:00~16:00
名作映画会
『蒼天の夢』

7月の展示

東保育センター
4歳児さん作品展

7月2日 (土) ~ 31日 (日)

あなたの夢が拓きます 放送大学

10月 入学生募集

出願期間 平成23年6月1日~平成23年8月31日

入学試験はありません。1科目でも学べます。
大学卒業資格が取得できます。自宅で学べます。

出願書は無料でお送りします。気軽にお電話ください。

放送大学 滋賀学習センター Tel. 077-545-0362
〒520-2123 大津市瀬田大江町横谷1-5 龍谷大学瀬田キャンパス内

2011年 市町村振興宝くじ
サマージャンポ3億円
1等・前後賞合わせ1億2000万円・前後賞各5000万円
& 2000万サマー
1等・2000万円が400本!!

7月11日同時発売! 発売期間 7/11(月)~7/29(金)
抽選日 8/9(火)
この宝くじの収益金は明るい住み良い街づくりに使われます。
財団法人滋賀県市町村振興協会
http://ss-sinko.jp/ http://ss-sinko.jp/l/



☆☆☆お知らせ☆☆☆

今年も、7月20日 (水) ~ 8月31日 (水) まで、貸出冊数をお一人様10冊までとさせていただきます。今年の夏休みも、たくさん本を借りてたくさん読んでくださいね♪

子育て支援センター

ほっと館

だれもがホッとできる場所と、ホットな情報発信地、そして、子育て真っ最中の人たちほっとかん!



親子ふれあい教室が はじまりました!

※教室への参加は随時受け付けています。申し込みは子育て支援センターまでお願いします。



《 にこにこひろば 》



《 のびのびひろば 》



みんなで
楽しく!

《 わいわいひろば 》

「滋賀県ほっと安心子育て支援事業」が始まります!

この事業の対象となるのは平成23年4月1日以後に出生した子どもです。8月以降の4ヵ月健診の時に「一時預かり利用応援券」を随時おわたしします。くわしい事は、おわたしする時に説明させていただきます。

募集中です!《ファミリー・サポート提供会員、依頼会員》

ファミリーサポートセンター事業は有償で育児を助け合う会員組織です。ご利用には依頼、提供会員ともに登録が必要です。申込用紙は子育て支援センターにも置いてあります。会員登録を希望される方は子育て支援センター(TEL 38-8003)まで!

7月の相談予定日

- 子育て相談日
7月8日(金)、27日(水) 9:00~16:00
- 教育相談は、随時受け付けています。
※ご相談内容は秘密を厳守しますので、ご安心ください。電話でも、直接来てくださっても、かまいません。

子育て支援ルーム ひろばの催し 7月のほかほかタイム

7月6日(水)のほっと館フェスタ夏まつりにかえさせていただきます。また、8月をお楽しみに!

7月のサークルひろば

ひまわりサークル 1日(金) 10:00~11:30
ママサークル 13日(水) 10:00~11:30

8月のサークルひろば

ひまわりサークル 5日(金) 10:00~11:30
ママサークル 10日(水) 10:00~11:30

※オープニングひろばのご利用は、入園前のお子さん
と保護者の方が対象です。小学生以上のおさんは、
ご遠慮ください。短時部のおさんも、きょうだいに
入園前のおさんがおられる場合のみのご利用をお願い
します。

もちもの お茶
当日の参加も
いいですよ

【問合先】 子育て支援センター(ほっと館) ☎ 38-8003

人権課

甲良町人権擁護審議会委員を一般募集します。

甲良町人権擁護審議会委員一般公募募集要領

昨年、町では、甲良町人権擁護条例が定める『あらゆる差別がないまちづくり』の実現をめざした『人権施策基本方針』が策定され、前人権擁護審議会委員のメンバー12名で取り組み推進してまいりましたが、任期満了のため、甲良町まちづくり条例により、審議会等の委員について、一般公募するように定められていますので、以下のとおり募集します。

- 1 募集人員 2人
2 任期 委嘱された日から、審議会が諮問を受け町へ最終答申するまでの期間とする。(平成23年8月から平成25年3月までの予定) 2年
3 報酬 日額 5,000円(会議開催日)
4 応募資格 以下の条件にすべてあてはまる人
(1) 甲良町内に居住している満18歳以上の人
(2) 任期内に会議に出席できる人
(3) 甲良町職員および甲良町議会議員でない人
(4) 他の付属機関等の委員でない人
5 応募手順
(1) 応募書類
① 応募用紙 甲良町役場人権課にあります。また、町ホームページからもダウンロードできます。
(<http://www.kouratown.jp>)

- ② 小論文 『私の考える人権尊重のまちづくり』をテーマとした自由タイトルの小論文(800字以上、1600文字以内 A4用紙:書式自由)
(2) 応募方法 持参(役場人権課)または郵送のいずれか
(3) 応募先 甲良町役場人権課
〒522-0244 滋賀県犬上郡甲良町在土353番地1
(4) 応募期限 平成23年7月21日(木)まで(郵送は当日消印有効)
6 選考 役場で、面接および提出論文の審査・選考を行います。結果は8月上旬頃に応募者全員に通知します。
7 その他 提出書類は返却しません。委員の氏名は公表しますが、それ以外の個人情報の取扱いには十分留意し、他の目的には使用いたしません。

【問合先】 甲良町役場 人権課 ☎ 38-5066

人権課

「し尿汲取り」収集方式の変更について

平成23年10月1日より、効率的な「し尿汲取り」を図るために、これまでの電話依頼による「し尿汲取り」を廃止して、定期的な「し尿汲取り」に変更になります。

【変更事項】

- 「し尿汲取り」には、事前の申込み(定期収集申込)が必要となります。
- 「し尿汲取り」料金は、口座引落としとなります。
- 【注意】
○料金の入金(口座引落等)が確認されるまで、次の「し尿汲取り」は行われません。
※料金は現在と変わりません。
○仮設トイレ(工事現場等)は、「し尿汲取り」希望日の5日前までに申込み下さい。

【申込・料金の引落依頼】

- 「し尿汲取り」の『申込み用紙・口座引落依頼書』は対象の家庭に後日改めて送付されます。
- 【業者】
○収集運搬は、現在の汲み取り業者(有)キタセイ等で組織する『クリーンライフ湖東有限責任事業組合』が行います。

【問合先】 湖東広域衛生管理組合 ☎ 35-4058 / 甲良町役場 住民課 ☎ 38-5063

保健
福祉課

福祉医療制度について

甲良町では、受給要件に該当された方を対象に『福祉医療受給券』を発行し、医療費の個人負担を助成しています。

制度の区分に『乳幼児』、『65 から 69 歳老人』、『母子家庭・父子家庭』、『心身障害者(児)』、『重度心身障害老人』、『母子家庭・父子家庭老人』、『一人暮らし寡婦』、『一人暮らし高齢寡婦』があります。

制度区分	受給要件	助成期間	給付内容
母子家庭 ・ 父子家庭	次のいずれかに該当するものが、18歳未満の児童を扶養している家庭 1. 配偶者と死別、又は離婚したものであって現に婚姻をしていない者 2. 配偶者の生死が明らかでない者 3. 配偶者が海外にあるため、その扶養を受けることができない者 4. 配偶者が精神又は身体の障害により長期にわたって労働能力を失っている者 5. 配偶者が法令により、長期にわたって拘禁されているためその扶養を受けることができない者 6. 婚姻によらないで、母又は父となったものであって現に婚姻をしていない者	助成対象となった日の属する月の初日から助成対象者でなくなった日まで	医療費自己負担額は病院または診療科ごとに 通院：月 500 円 入院：1日 1,000 円 (月額上限 14,000 円) ただし、世帯員全員(扶養義務者を含む)が町民税非課税の場合は自己負担額は 0 円となります。
重度心身障害者(児)	1. 心身障害者手帳所持者 ・身体障害 1・2 級の者 ・身体障害 3 級かつ知的障害中度の者 2. 知的障害重度の者 3. 特別児童扶養手当支給対象児童で 1 級の者	助成対象となった日の属する月の初日から、助成対象者でなくなった月の末日まで	
重度心身障害老人	後期高齢者医療制度の保険証をお持ちの方で下記の要件に当てはまる方 1. 心身障害者手帳所持者 ・身体障害 1・2 級の者 ・身体障害 3 級かつ知的障害中度の者 2. 知的障害重度の者	助成対象となった日の属する月の初日から、助成対象者でなくなった月の末日まで	
一人暮らし寡婦	1. 配偶者のいない女子であって、かつて母子家庭の母として 20 歳未満の児童を扶養していたことのある者で、ひとり暮らしの状態が 1 年以上継続しており、今後も継続すると見込まれる 65 歳未満の者	助成対象となった日の属する月の初日から 65 歳の誕生日の属する月の末日まで	
一人暮らし高齢寡婦	1. 一人暮らし寡婦の要件に該当する者で、65 歳から 70 歳未満の者	65 歳の誕生日の属する月の翌月から 70 歳の誕生日の属する月の末日まで	医療費の自己負担割合が 1 割となります
65 から 69 歳老人	1. 世帯員全員(扶養義務者を含む)が町民税非課税で、65 歳から 69 歳の方	65 歳の誕生日の属する月の末日まで	



※各区分にそれぞれ本人及び扶養義務者に所得制限が設けられています。

※平成 23 年 8 月 1 日から平成 24 年 7 月 31 日までの福祉医療費については平成 22 年分の所得を確認します(乳幼児を除く)。

平成 23 年度福祉医療受給券交付申請の受付及び、交付を下記の日程で行います。
受給対象と思われる方は、手続きをお願いします。

日 程	会 場	対象者
7月27日(水) 9時～11時30分	呉竹地域総合センター	全受給者 7月27日、28日の午前中は 保健福祉センターでは受給券を 交付できません。
7月27日(水) 14時～17時15分	保健福祉センター	
7月28日(木) 9時～11時30分	長寺地域総合センター	
7月28日(木) 14時～17時15分	保健福祉センター	
7月29日(金) 9時～12時00分	保健福祉センター	
7月29日(金) 14時～20時00分	保健福祉センター	

※持ってくるもの

- ・印鑑、健康保険証
 - ・(旧)福祉医療受給券(持っておられる方のみ)
 - ・平成 23 年 1 月 1 日甲良町に住民票がなかった方は、前住所地の平成 23 年度市町村民税課税証明書
 - ・加入している健康保険の被保険者が町外におられる場合には被保険者の平成 23 年度市町村民税課税証明書
- ※上記のものを持ってこられない場合や、所得制限を超えている場合は受給券を交付できないことがあります。
※受給者および、扶養義務者の方が確定申告をされていない場合は受給券を交付できません。

心身障害者(児) 医療費補助のお知らせ

現在、甲良町では身体障害者手帳(3級から6級)または療育手帳をお持ちの方に、医療費の一部補助を行っています。

- 対象者：身体障害者手帳(3級から6級)または療育手帳をお持ちの方。
- 補助金額：保険診療に伴う医療費の1ヶ月間の窓口負担額から 5,000 円を控除して得た額の 1/2 を補助します。ただし、町民税非課税世帯の方は、対象となる医療費の 1/2 を補助します。
- 所得制限限度額

扶養人数	本人所得	扶養義務者所得
0 人	1,595,000	6,287,000
1 人	1,975,000	6,536,000
2 人	2,355,000	6,749,000
3 人	2,735,000	6,962,000
4 人	3,115,000	7,175,000
5 人	3,495,000	7,388,000

平成 23 年 8 月から平成 24 年 7 月までの間に受けた医療費については平成 22 年分の所得で判定します。

- 対象となられる方は、1ヶ月分の領収書をまとめて、翌月の 25 日までに申請してください。補助の対象となる医療費は当該年度(4月から3月)の診療分となります。申請時に必要なもの
・身体障害者手帳、および療育手帳
・心身障害者医療費補助交付申請書《保健福祉課にあります》
・領収書(コピーでも可能ですが、申請時に原本も一緒に持ってきてください。)
・印鑑、振込先のわかるもの(郵便局は対応できません)

お知らせ

7月・8月の「燃えるゴミ」の収集日について

夏場の衛生面を考慮して、7月・8月の「燃えるゴミ」の収集日が基本週 2 回となり、曜日が変更になっています。

東学区・・・基本 月曜日・木曜日
西学区・・・基本 火曜日・金曜日

ごみカレンダーを確認のうえ、お間違えのないようお願いします。



しっかりと水切りをし出してきましょう!

包括支援センター **高齢者の尊厳と安心をみんなで守りましょう**

家庭内で起こる高齢者虐待、8割は認知症のケース

家庭や施設で高齢者に虐待が行われていたというニュースを耳にすることが多くなりました。虐待が起こる背景には「介護疲れ」「高齢者本人と虐待する側の人間関係」「経済的困難」など様々な要因がありますが、認知症や寝たきりの程度が重くなるほど、「介護疲れ」の割合が高くなってきます。実際、家庭内で起きた虐待の約8割は、高齢者が認知症のケースであり、認知症の人と介護する家族へのサポートが、虐待防止の鍵を握ることがわかります。

「手をあげる」ことだけが虐待ではありません

虐待というと、手をあげるなど暴力的行為が思い浮かびますが、虐待にあたる行為はそれだけではありません。最近の調査では、「身体的虐待」以上に「心理的虐待」や「介護・世話の放棄・放任」が多いという結果が出ています。さらに、虐待する側もされる側も虐待を自覚していないことが、問題をいっそう複雑にしています。どのような行為が虐待にあたるのか、しっかり認識しておくことが大切です。

▼このような行為は虐待にあたります

区分	内容	具体例
身体的虐待	暴力的行為などで、身体に傷やアザ、痛みを与える行為や、外部と接触させないようにする行為	●たたく、つねる、殴る、蹴る、無理やり食事を口に入れる、やけど・打撲を負わせる ●ベッドに縛りつけたり、意図的に薬を過剰に与える など
心理的虐待	脅しや侮辱の言葉、威圧的な態度、無視、嫌がらせなど、精神的・情緒的に苦痛を与える行為	●排泄などの失敗を嘲笑したり人前で話したりして恥をかかせる ●怒鳴る、ののしる、悪口を言う、子ども扱いする、意図的に無視する など
性的虐待	本人との合意がなく性的な行為を行ったり、強要したりする行為	●排泄の失敗などに対して、懲罰的に下半身を裸にして放置する ●キス、性器への接触、性行為を強要する など
経済的虐待	本人の合意なしに財産や金銭を使用したり、本人が望む金銭の使用を理由なく制限する行為	●日常生活に必要な金銭を渡さない、使わせない ●年金や預貯金を本人の意思・利益に反して使用する ●自宅などを本人に無断で売却する など
介護・世話の放棄・放任	意図的であるか結果的であるかにかかわらず、介護や生活の世話をしている家族が、介護や世話を放棄する行為	●入浴しておらず悪臭がする、髪が伸び放題だったり、皮膚が汚れている ●長時間の空腹状態、脱水状態や栄養失調の状態にある ●劣悪な住環境の中で生活させる など

「がんばる人」ほど心配、専門家や地域の人力を借りて

いつまでこれが続くんだろう……。先が見えないのが、介護の難しいところです。「わたしがやらなくちゃ」という「がんばる人」ほど、介護の負担を一人で抱え込み、心身ともに疲れ果ててしまう傾向があるようです。介護疲れから、心ならずも虐待してしまうケースもみられます。

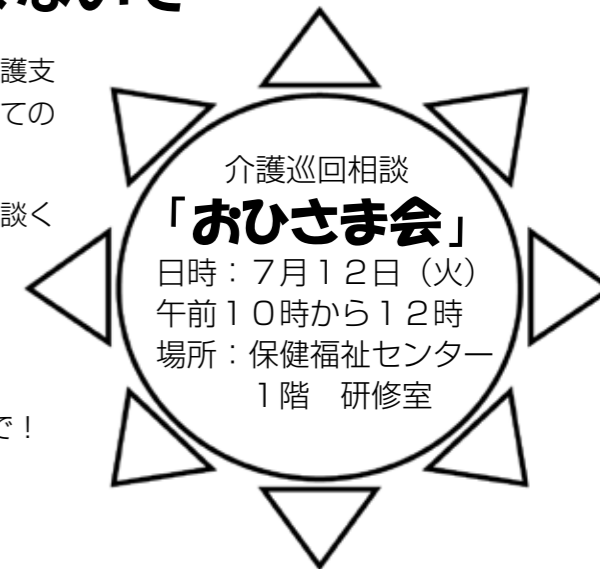
介護の負担を一人で抱え込まないで

地域包括支援センター職員、グループホームらくらくの介護支援専門員や認知症キャラバンメイトが、認知症や介護についての相談会「おひさま会」を行います。

相談は、無料で行っています。どなたでも、お気軽にご相談ください。

お問い合わせ・お申し込みは…

- ・地域包括支援センター (☎38-5161)
- ・デイサービスセンターけやき (☎38-8181) まで!

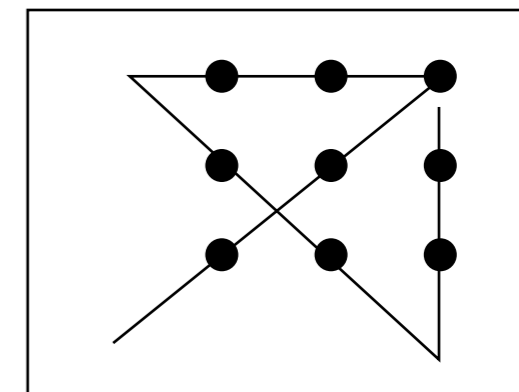


～やってみよう！脳トレ⑨～

空いているところに1～9の数字を入れ空欄を全て埋めてください！
※列・行・3×3の小さな太枠に同じ数字は入れることはできません

4			5	7	8		1	3
8	2	7	6				5	9
	1			9	2	7	6	
	6			4	7	8	3	5
3	5	4	8	1			2	
	7			5	3	1		6
6	4	2	7		5		9	
1	8				4	5	7	2
	3	5	1	2		6		4

～やってみよう脳トレ⑧の答え～



●の外を使うと、ひと筆ですべての●を通ることができます。いかがでしたか。

一般高齢者介護予防事業

★転倒予防教室のお知らせ★

対象者：おおむね65歳以上の方で、体力の低下・運動不足を感じている方。
運動を通じて、健康維持につとめたいと考えておられる方。

7月の転倒予防教室のテーマは「膝痛改善・予防体操」です。

開催日：Aグループ⇒ 7日(木)・21日(木) 13:30～15:00

Bグループ⇒ 8日(金)・22日(金)・29日(金) 10:00～11:30

場 所：甲良町ライフサポートセンター ほっと館 ほのぼの・ふれあいルーム

参加費：1回 200円 (送迎を希望される場合は、1回100円で利用できます)

※新しく参加を希望される方は、事前に地域包括支援センターまでお問い合わせください。

保健
福祉課

親子でいい歯のコンクール開催！



みなさん、「むし歯0」のとてもいい歯でした。これからも、食生活や歯みがきをしっかり行い、いい歯を守っていきましょう。



平成23年6月2日に「甲良町・親子でいい歯のコンクール」が実施されました。平成22年度に3歳6ヶ月健診を受診したお子さんの中から、「むし歯0」の8組の親子が参加されました。大切な歯と一緒に守っていきましょう。

甲良町のむし歯の現状

平成22年度、3歳6ヶ月健診を受けたお子さんのうち、37人がむし歯0でしたが、17人はむし歯になっていました。1歳6ヶ月、2歳6ヶ月と年齢とともに、どのようにむし歯が増えたのでしょうか？

平成22年度に健診を受けた子どもの過去の健診を振り返ってみました。

	H20 1歳6ヶ月	H21 2歳6ヶ月	H22 3歳6ヶ月
むし歯があった子ども	0人	9人	17人
むし歯があった子どもの割合	0%	18.8%	31.5%
1人あたりむし歯本数	0本	0.7本	1.3本

1年間で9人がむし歯になりました 1年間で8人が新たにむし歯になりました

むし歯のできた場所を調べてみました。(数字は、むし歯になっていた子どもの人数です。)

2歳6ヶ月でむし歯になった場所						3歳6ヶ月でむし歯になった場所											
右奥上	1	1	3	7	7	3	右奥上	5	1	1	6	14	12	4	1	1	4
右奥下	1	1					右奥下	4	3						4	8	
B A						A B	B A							A B			

上の前歯：唾液中のカルシウムは、よく噛むことで歯を強くする作用がありますが、唾液は口の下に貯まるため、上の歯はむし歯になりやすい場所です。しかし磨きやすい場所ですので、注意して磨くことで予防できます。

A の 歯：第1乳臼歯といい、1歳～1歳6ヶ月頃に生えます。
B の 歯：第2乳臼歯といい、1歳8ヶ月2歳頃に生えます。

生えたての歯は、よわく、むし歯になりやすい。

むし歯になりやすい場所をよく磨き、むし歯を予防しましょう。歯にくっついたり、いつまでも甘味の残るチョコ・あめ・キャラメル・ジュースなどやダラダラ食べは止めましょう。食後は口すすぎや、歯みがき習慣をつけましょう。

子どもは自分で歯を守ることができません。大人が責任を持って、子どもの歯を守ってあげましょう。

脂肪燃焼 夏の運動教室のご案内

人間は、身体を全く動かさなくても、心臓を拍動させたり、体温を保つためにエネルギーを消費しています。これを基礎代謝と言います。基礎代謝量は、筋肉量によって変わります。筋肉量を増やすことで、基礎代謝を高め、効果的に身体に貯まった余分なエネルギー（脂肪）を燃焼させることができます。そして、太りにくい身体を作ることができます。

今年度は以下の日程で運動教室を実施します。

	日程	時間
1	7月15日(金)	午前10時～11時30分
2	7月21日(木)	午後7時30分～9時
3	7月28日(木)	午後7時30分～9時
4	8月5日(金)	午前10時～11時30分
5	8月19日(金)	午前10時～11時30分

教室の内容：基礎代謝を高める姿勢や歩き方・ストレッチ
対 象：運動の必要なおおむね75歳までの方
※体力に心配のある方はご相談ください。
持 ち 物：運動のできる服装・着替え（必要時）
タオル・飲み物（水またはお茶）
※参加料は無料です。
※1回のみでも参加することができます。ご都合のよい日程にお申し込みください。

冬の運動教室・成果報告!!

平成22年度の運動教室には、幅広い年代の方が参加され、確実に改善の効果がみられた方もありました。(Aさんの場合)1月から3月の間の4回、教室に参加されました。

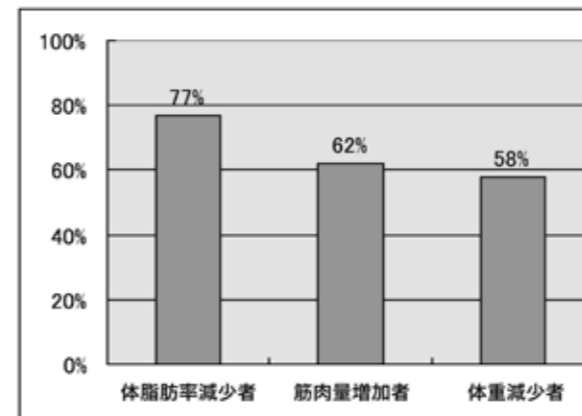
Aさんは教室に参加されることで、健康への意識も変化し、生活の中に運動を取り入れ、食生活を見直した結果、大きな変化が見られました。

脚の筋肉量を表しています。

開始時	体重	体脂肪率	内臓脂肪レベル	脚点
	71.2	21.3	14	88
- 3.3kg 減量				
終了時	体重	体脂肪率	内臓脂肪レベル	脚点
	67.9	19.2	12	94



参加者全体の改善率



体脂肪率が改善した方は77%
筋肉量が増加した方は62%
体重が減った方は58%
多くの方が、改善を実感されました。

夏の運動教室へのみなさまのご参加をお待ちしています!!

【お問い合わせ・お申し込み】 保健福祉課 保健係 ☎38-3314

お知らせ 湖東圏域「福祉の職場説明会」開催要項

- 1 趣 旨**
福祉の職場に就職を希望される方を対象に「湖東圏域 福祉の職場説明会」を開催します。
この説明会では、福祉の職場就職セミナー、職場説明コーナー、展示コーナー、相談コーナー、職場紹介ビデオの放映により就職活動を支援します。
- 2 主 催**
彦根公共職業安定所（ハローワーク彦根）、彦根市、愛荘町、豊郷町、甲良町、多賀町
- 3 共 催**
（社福）滋賀県社会福祉協議会
- 4 後 援**
滋賀県湖東健康福祉事務所、彦根・愛知・犬上介護保険事業者協議会、湖東地域障害者自立支援協議会
- 5 開催日時**
平成23年7月21日（木） 13時30分～16時00分
- 6 会 場**
ひこね燦ばれす 会議室（2階）・多目的ホール（1階）
（彦根市小泉町648-3 TEL0749-26-7272）
- 7 参加対象者**
湖東圏域にある福祉の職場に就職を希望している方、または関心のある方
※参加料は無料です。事前申し込みも必要ありませんので、直接会場にお越しください。

- 8 参加事業所**
随時または平成24年4月に職員採用予定の社会福祉施設等です。
参加負担金は必要ありませんが、事前申込とハローワークへの求人申請が必要です。
期日までに参加申込書を彦根市に提出（彦根市ホームページからダウンロードできます）。
- 9 内 容**
★福祉の職場就職セミナー（13:30～14:00）会議室
福祉の仕事の紹介と体験を、施設の職員がお話しします。
★職場説明コーナー（14:00～16:00）多目的ホール
社会福祉施設等が就職希望者と直接面談を行い、仕事の内容等について説明し、相談・質問に応じます。
★展示コーナー（14:00～16:00）多目的ホール
社会福祉施設等が、パンフレットなどの展示による施設の紹介を行います。
★相談コーナー（14:00～16:00）多目的ホール
福祉の職場・仕事・資格・学校などについて、福祉人材・研修センターの職員が個別に相談に応じます。
★職場紹介ビデオの放映（14:00～16:00）会議室
施設等での仕事の様子や魅力等をビデオで紹介し

問い合わせ先 彦根市介護福祉課
〒522-0041 彦根市平田町670
TEL:0749-23-9660
FAX:0749-26-1768

ご案内 後期高齢者健康診査のご案内

甲良町では後期高齢者医療制度に加入の方を対象に健康診査を実施します。この健康診査は生活習慣病を早期に発見し早期に受診治療することを目的としています。

- 健康診査受診対象者**
・後期高齢者医療保険をお持ちの方（昭和11年5月10日以前に生まれた方）
・65歳以上で後期高齢者医療制度に加入されている方
注意：下記の5項目に当てはまる方は対象になりません
①要介護認定を受けている方
②生活習慣病により定期的に医療機関を受診している方
③病院または、診療所に入院している方
④施設に入所している方
⑤平成23年度すでに特定健康診査を受診した方
- 実施医療機関**
若松医院・・・38-2482
宮尾医院・・・38-4357
- 実施期間**
平成23年7月1日（金）から平成23年9月30日（金）まで

- 健康診査の項目**
①問診（服薬歴・既往歴・生活習慣病に関する項目・自覚症状等）
②診察
③身体計測（身長・体重）
④血圧測定
⑤血中脂質検査（中性脂肪・HDL コレステロール・LDL コレステロール）
⑥肝機能検査（GOT・GPT・γ-GTP）
⑦血糖検査（空腹時血糖・HbA1c）
⑧尿検査（糖・蛋白）

注意：対象となる方には、町から健康診査受診券（薄い黄色）を6月20日頃にお送りさせていただきます。
7月1日以降に医療機関に予約をしてから、受診してください。



お知らせ 後期高齢者医療制度のお知らせ

平成23年度の保険料の額を7月にお知らせします

後期高齢者医療制度の被保険者の方に、平成23年度の1年間の保険料の額や、お支払いの方法についての通知書を、7月に郵便でお送りします。

- 保険料の計算のもとになるのは
平成23年度の保険料は、平成22年中の所得にもとづいて計算します。
- 保険料の支払方法は
通知書の「特別徴収」の欄に金額が記載されていれば、その金額を年金から直接お支払いいただけます。
「普通徴収」の欄に金額が記載されていれば、納付書か口座振替でお支払いいただけます。



8月1日から有効の新しい被保険者証を7月にお送ります

新しい被保険者証は、7月中旬に簡易書留郵便で発送します。

- 8月1日は、年に一度の被保険者証の更新日です
更新にともない、現在、後期高齢者医療制度に加入しておられる方全員の被保険者証が新しくなります。
- 8月1日からは、今お持ちの被保険者証は使えません
平成23年8月1日以降は、今お持ちの被保険者証は使えませんのでご注意ください（有効期限をお確かめください）。

びわ色（薄桃色）
になります



「限度額適用・標準負担額減額認定証」を更新します

- 「限度額適用・標準負担額減額認定証」とは
入院時に、医療機関に「限度額適用・標準負担額減額認定証」（以下、「限度額認定証」という。）を提示すると、食事代が減額されたり、入院費にかかる窓口でのお支払いの上限が限度額までとなります。
- 対象となる方は
後期高齢者医療制度の被保険者の方で、平成23年度の住民税が世帯全員非課税の方（課税世帯の方は交付対象外です。）
- 手続き方法は
平成23年7月31日まで有効の「限度額認定証」をお持ちの方で、平成23年8月以降も該当する方には、新しい被保険者証に同封して郵送いたします（申請手続きは不要です。）。
- 対象となる方で限度額認定証をお持ちでない方は
被保険者証と印鑑（認印で可）をご持参のうえ、市町の窓口で申請してください。

注意！ 公的機関の職員を装った不審者・不審電話にご注意を！

- 高齢者を狙った還付金等詐欺が、全国各地で多数発生しています。
- 滋賀県内においても、後期高齢者医療制度の被保険者宅に還付金等に関する不審な電話があったとの報告が、昨年末以降、複数寄せられています。
- 手口はいずれも、厚生労働省、県、市町や広域連合などの職員を装い、電話をかけた後訪問したりして金銭や被保険者証をだまし取るなどというものです。

市町や広域連合などの公的機関が、
・金融機関のキャッシュカードを渡すよう求めたり、
・ATM（現金自動払出機）を操作するよう指示することはありません！

「おかしいな」と思われる場合は、ひとりで判断せず家族や友人に相談したり、警察、お住まいの市町の後期高齢者医療担当または広域連合へご連絡ください。

交流村

せせらぎの里こうら 農産物直売所プレオープン

現在、金屋地先で建設しています農産物直売所（一部加工室）は、甲良町の主要産業である農業の振興を図るため、7月30日プレオープンを目指して進めています。

2年後の平成24年度には、農産物直売所が隣に本格オープンする予定です。

当施設を含む区域は、いままで「ふるさと交流村拠点施設」と呼んでいましたが、建設に先立ち2月に新しいイメージの名称募集を行った結果、42点の応募があり17点が「せせらぎの里こうら」でした。審査の結果、「せせらぎの里こうら」に決定しましたので報告いたします。

今回プレオープンする直売所は、木造平屋建て建築面積は128㎡、簡易間仕切りで、直売所と加工室に分かれています。現在は、直売所96㎡、加工室32㎡で運用しますが、隣に直売所が本格オープンする24年度には加工室を64㎡に拡大する予定です。

甲良の新鮮、安全安心野菜が豊富にそろっていますので、ぜひご来店ください。



加工室の利用者・直売所出荷者募集

今回オープンする農産物直売所（一部加工室）は、都市生活者との交流や甲良町の特産品開発、新作物の導入などを通じて甲良町の農業振興をはかることを目的としています。

加工室を利用して、加工品やあたらしい特産品づくりにチャレンジしてみようとする個人やグループの方を募集します。

募集の対象となるのは次の要件を満たす個人またはグループの方です。

- 「せせらぎの里こうら」設置の趣旨に賛同する個人またはグループで、原則として甲良町内に在住の方。（組合長が認めた場合は、その限りでない。）
- 地域農産物を主原料として特色ある加工品、特産品を自ら加工製造したい方。
- 食品の衛生管理・食品流通に関する法令を遵守できる方。
- 加工室利用規約やせせらぎ農産物直売所出荷規約などのルールを遵守できる方。

なお、自家製造場で加工製造した商品の直売所での販売も可能です（前記の条件に適合のこと）。

農産物直売所での販売用農産物の出荷者もあわせて募集しています。

- 応募期限 随時
- 応募・問い合わせ先
甲良町役場産業課 TEL0749-38-5069
FAX0749-38-5122

お知らせ 夏休み自由研究講座

日時：平成23年7月28日（木）～
平成23年7月30日（日）

9時30分～11時30分
場所：彦根市松原町大洞1550
（東北部浄化センター内）

対象：小学生とその家族（保護者同伴）
毎日10組程度（先着順）

費用：無料
内容：①ビデオとパネルによる下水処理の説明
②処理場内の見学と採水体験
③簡易水質試験で流入水と放流水の比較
④顕微鏡で水をきれいにする微生物の観察

申込：（財）滋賀県下水道公社東北部事務所
☎0749-26-6633 自由研究担当 柳森まで

犬上ハートフルセンター 夏祭り '11

日時 平成23年7月23日（土）
18：30～

場所 ふれあい広場
（犬上ハートフルセンター内）

内容 お楽しみ抽選会・模擬店
アトラクション・花火

お問い合わせ先
〒522-0355
犬上郡多賀町中川原605-2
TEL0749-48-2600

雨天中止

防災

消防署だより 犬上分署（☎38-3130）

火遊び・花火による火災の防止

花火を楽しむためにも・・・

夏の夜の楽しみ『花火』！

子供たちにとって、楽しい季節になってきました。しかし、毎年、花火による火災が発生しています。一例として、子供が手持ち花火を振りながら走り回って遊んでいるうちに、花火の火の粉が着衣に燃え移ったものがあります。（この子供は腕などに火傷を負いました。）

夏の風物詩である『花火』を楽しみ思い出すためにも、次のことに注意しましょう！

花火をするときの注意点

- ・広くて安全な場所を選びましょう。
- ・水の入ったバケツを用意しましょう。
- ・子供だけで絶対に花火をさせない。
- ・花火は安全な場所に保管する。

火遊びは危険です！

子供の『火遊び』による火災は、大人がいない時や人目につきにくい場所で発生することが多く、このために火災の発見が遅れ、初期消火が困難になり、火災が大きくなることがあります。

子供の『火遊び』では、ライターやマッチによるものが多いため、親や周りの大人が次の点に注意を払いながら、子供に対して、火の恐ろしさや防火の知識について、年齢に応じた教育を行いましょう！



火遊びを行わせないためには

- ・ライターやマッチを子供の手の届くところに置かない。
- ・火遊びをしている子供を見かけたら注意する。
- ・子供だけでは絶対に火を取り扱わせない。
- ・子供だけを残して絶対に外出しない。
- ・火災の恐ろしさ・火の取扱いについて教える。

全国の火遊びによる火災事例

- ・普段はライターを子供の手の届かないところに置くように心掛けていた両親が、たまたまライターをテーブルの上に置き忘れたところ、子供がそのライターをいたずらして、部屋のカーテンに着火して発火した。
- ・子供が土手に落ちていたライターで火をつけて遊んでいたところ、周囲の枯草に燃え移り火災になった。
- ・以前、事務所として使われていたプレハブ小屋に、子供たちが無断で侵入して、ライターやマッチなどをういて火遊びをした結果、出火して火災になり、敷地内にあった他の3棟の建物にも延焼拡大した。

最後に

火災になれば、真っ先に危険にさらされるのは『子供』です。子供の火遊びで『まさか!』ということにならないためにも、日頃から、子供たちに火災の恐ろしさや火災予防の大切さを教えて、理解させておくことが大切です。

建設課

7月7日は「川の日」です！

生活に欠かす事のできない「川」は、私たちみんなの大切な財産です。生活に潤いを与え、恐ろしい水害を防ぐ水路の流れをみんなで守りたいものです。このため、水路の上や法面などを私的に使用することは、原則として法律や条例で禁止されています。やむを得ず使用する場合は占用の許可が必要です。不法に占用した場合は、関係法令等違反となります。



湖東土木事務所 管理調整課 ☎0749-27-2243
甲良町役場 建設課 ☎0749-38-5068

年金 年金からのお知らせ

国民年金保険料の納付が困難な場合はご相談ください！

国民年金には、経済的な理由で保険料を納めるのが困難な場合には、申請により保険料の納付が免除または猶予される制度があります。

申請の手続きは、お住まいの市役所・町役場の国民年金担当課（係）、またはお近くの年金事務所国民年金課で行ってください。

国民年金保険料が免除または猶予される制度は、次のとおりです。

①保険料申請免除

本人・配偶者・世帯主の前年所得が一定基準以下の場合、申請して承認されると保険料が全額または一部が免除されます。承認期間は、原則7月から翌年6月までです。

※一部納付（1/4納付、半額納付、3/4納付）については、保険料の納付がなければ未納と同じ扱いになります。

②若年者納付猶予

30歳未満の方で、本人・配偶者の前年所得が

一定基準以下の場合、申請して承認されると保険料が猶予されます。承認期間は、原則7月から翌年6月までです。

③学生納付特例

学生の方で、本人の前年所得が一定基準以下の場合、申請して承認されると保険料が猶予されます。承認期間は、原則4月から翌年3月までです。

【参考】保険料免除・若年者納付猶予・学生納付特例の違い

	全額免除	一部納付（一部免除）※			学生納付特例若年者納付猶予
		4分の1納付	半額納付	4分の3納付	
老齢基礎年金を受給するために必要な納付資格期間に	入ります。	入ります。	入ります。	入ります。	入ります。
老齢基礎年金を計算する際には	2分の1が反映します。 (21年3月までは1/3)	8分の5が反映します。 (21年3月までは1/2)	4分の3が反映します。 (21年3月までは2/3)	8分の7が反映します。 (21年3月までは5/6)	反映しません。

※ただし、一部納付については納期限までに保険料が納付されていることが前提です。

【問合先】彦根年金事務所 ☎0749-23-1114

募集 自衛官募集のお知らせ

募集種目	応募資格	受付時期	概要
自衛官候補生	○平成24年4月1日現在18歳以上27歳未満の方 ○学歴不問	男子 受付中※2 平成23年9月16日まで 女子 平成23年8月1日～ 平成23年9月9日	○任期制隊員のコース（陸2年、海・空3年） ○選抜試験に合格すれば、曹・幹部への昇任も可能
自衛隊一般曹候補生（第2回）	○平成24年4月1日現在18歳以上27歳未満の方 ○学歴不問	平成23年8月1日～ 平成23年9月9日	○曹となる自衛官を養成するコース ○採用後2年9ヵ月経過以降選考により3曹に昇任
海上・航空自衛隊航空学生	○平成24年4月1日現在18歳以上21歳未満の方 ○学歴：高校卒（見込含）	平成23年8月1日～ 平成23年9月9日	○海上・航空自衛隊の操縦士要員 ○採用後6年で幹部自衛官

※1 各種目ともに男女問わず募集。

※2 平成24年3月高校卒業予定者については、8月1日から受付を開始します。

【問合先】彦根市旭町1-24 田中ビル2nd 1F 自衛隊滋賀地方協力本部 彦根地域事務所
TEL 0749-26-0587 (FAXも同じです)
HP http://www.mod.go.jp/pco/shiga/ Mail biwahiko@alto.ocn.ne.jp

ひとのうごき

< >内は前月との比較 H23.6.1 現在

	総人口	0～15歳未満	15歳以上～65歳未満	65歳以上
男	3,749	<- 18 > 519	2,403	827
女	4,085	<- 7 > 520	2,398	1,167
合計	⑧ 7,834	<- 25 > 1,039	4,801	⑨ 1,994
世帯数	2,515	<- 14 >	⑩ ÷ ⑧ = 高齢化率 25.45%	

高齢化率とは 65歳以上の高齢者人口が総人口に占める割合。

プール & お風呂

温水プール・香良の湯カレンダー

利用案内 http://koura.izumi21.net/

7月						
日	月	火	水	木	金	土
					1 教室日	2 教室日
3	4	5	6 教室日	7	8 教室日	9 教室日
10	11	12	13 教室日	14	15 教室日	16 教室日
17	18	19	20 教室日	21	22 教室日	23 教室日
24	25	26	27 教室日	28	29 教室日	30 教室日
31	※7月の休館日はありません。 ※7/29、30の教室は8月のお盆(8/12、13)振替分です。					

8月						
日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3 教室日	4	5 教室日	6 教室日
7	8	9	10 教室日	11	12	13
14	15	16	17 教室日	18	19 教室日	20 教室日
21	22	23	24 教室日	25	26 教室日	27 教室日
28	29	30	31	※8月の休館日はありません。		

水泳教室生徒募集中

ジュニアスイミング教室 [4歳から小学生まで]

《水泳教室受講手続き》
教室の受講料と印鑑をご持参の上、温水プール受付まで。

水なれから始まり、クロール・背泳ぎ・平泳ぎ・バタフライに加え個人メドレーが泳げるように指導します。年間を通じて水泳により病気にかけにくい健康な体づくりと、子供の限らない可能性を引き出すのを目標とします。

曜日・時間	対象	定員	受講料
水曜日 午後5時～6時	4歳～未就学児	予約	4,000円
水曜日 午後6時～7時	小学5～6年生	40名	
金曜日 午後5時～6時	小学1～2年生	40名	
金曜日 午後6時～7時	小学3～4年生	40名	
土曜日 午後3時～4時	4歳～未就学児	予約	
土曜日 午後4時～5時	小学1～2年生	40名	
土曜日 午後5時～6時	小学3～4年生	40名	
土曜日 午後6時～7時	小学5～6年生	40名	

成人スイミング教室 [中学生以上]

運動不足やストレスの解消に体の中から健康づくりを応援します。泳げない方から泳ぎを磨きたい方までクラス別に指導します。

曜日・時間：水曜日 午後1時30分～2時30分 又は 土曜日 午後7時～8時
定員：各教室30名 受講料：4,400円

健康塾 [中学生以上]

泳ぐのではなくプールの中で歩いたり、体操したりする水中運動です。
曜日・時間：金曜日 午後1時30分～2時30分 定員：30名 受講料：3,000円

ウキウキウォーキング [中学生以上]

ヌードルという浮き棒を使って行う水中歩行です。水の特性「浮力」「水温」「水圧」「抵抗」を利用して運動します。
曜日・時間：金曜日 午後7時30分～8時30分 定員：30名 受講料：3,000円

◎各教室とも月4回で、受講料は1ヶ月分です。

【お知らせ】7月1日より、温水プール一般開放の受付時間に変更になります。

月・(火)・水・木・金・土曜日	受付時間	午後12時45分～8時30分
	ご利用時間	午後1時～9時
日曜日	受付時間	午後12時45分～7時30分
	ご利用時間	午後1時～8時

【問合先】温水プール・香良の湯 ☎38-5155

かとうかなこ WORLD MUSIC TRIP 特別企画
アコーディオンで聴く
フランスの歴史紀行

アコーディオンの音色で
フランス音楽を体験しよう！

2011年7月17日(日)
15:00開演(14:30開場)
グランドホール2階ロビー

一般500円 中学生以下無料
WMTクラブメンバー価格
400円

定員120名

ゲストプレーヤー 岡崎泰正 (ギター)

INOWONLINE

WMT WORLD MUSIC TRIP vol.2
MANHATTAN JAZZ QUINTET
JAZZ LIVE MANHATTAN・ジャズ・クインテット

2011年8月7日(日)
19:00開演(18:30開場)
グランドホール

一般3,900円 SP(学生割引)2,000円
WMTクラブメンバー価格 3,300円

NOW ON SALE
同日16:30～開催！JAZZピアノホール@文化プラザ

メンバー：
ウォルター・ホワイト
クリス・ハンター
ジョン・バラー
ジミー・マクソン
デイヴィッド・マシューズ

グラミーの常連、デビッド・マシューズ率いる
最強ジャズ軍団!!

チケットのご予約・お問い合わせ
ひこね市文化プラザチケットセンター
0749-27-5200
インターネットでの申し込み、チケット購入は
http://bunpla.jp/ mburgla.jazz/

健康カレンダー

自分の体は自分で守ろう！

7月後半分 (会場：保健福祉センター)

事業の内容	実施日	受付時間	対象の方(児)	持ち物
2歳6ヶ月健診	28日(木)	9:30～10:00	H20年11月・12月生まれの児 前回受けられていない児	母子手帳・質問票 ハブラシ・コップ
乳児健診4ヶ月 及びBCG予防接種	29日(金)	13:00～13:30	H23年3月生まれの児 前回受けられていない児	母子手帳・質問票 BCG予診票
乳児健診10ヶ月	29日(金)	13:30～14:00	H22年9月生まれの児 前回受けられていない児	母子手帳・質問票 写真(広報への掲載希望者)

8月前半分 (会場：保健福祉センター)

事業の内容	実施日	受付時間	対象の方(児)	持ち物
子育て相談	2日(火)	9:30～11:00	子どもの健康、食生活、予防接種等に関する相談を行います。	母子手帳
3歳6ヶ月健診	3日(水)	13:00～14:00	H20年1月・2月生まれの児 前回受けられていない児	母子手帳・質問票 ハブラシ・コップ
中期離乳食教室	10日(水)	9:30～10:00	H22年12月・H23年1月生まれの児 前回受けられていない児	母子手帳・質問票

■ 問合先 保健福祉センター(保健師) ☎ 38-3314 / 38-5151 ■

せせらぎ農産物直売所

<営業日時> 毎週木曜日～火曜日 9時～12時
<電話番号> 38-2744
スタンプカード(500円=1点)で20点集めて
素敵なプレゼントを進呈中

水と土と太陽の恵み

行政相談日(第4火曜日)

7月26日(火) 10時～12時
保健福祉センター2階 相談室
相談内容 ①医療保険・年金
②道路 ③生活保護
④郵政 ⑤雇用など

2011年(平成23年)7月号
通巻第383号

発行/甲良町企画監理課
〒522-0244
滋賀県犬上郡甲良町在士353-1
TEL.0749-38-5061
FAX.0749-38-5072
E-mail kikaku@town.koura.lg.jp

窓口業務時間の延長日は7月8日(金)・22日(金)
午後7時まで窓口業務を延長します。

受付業務

- ①住民票 戸籍の届出のみ
②戸籍(婚姻・出生・死亡など) ※関連する手続きに、再度来ていただく
③印鑑登録・証明など 場合がありますのでご了承ください。

閉庁時間帯(休日/勤務時間外)

本人確認できるものをご持参ください。例)免許証、パスポートなど

問合先 住民課 住民係 ☎38-5063